



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5490326号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

パクリタキセルモノグリコシド及び／又はドセ
タキセルモノグリコシドを内包するリポソーム
の製造方法

特許権者
(PATENTEE)

東京都中央区日本橋堀留町2-9-6

塩水港精糖株式会社

岡山県赤磐市山陽1丁目14-20

濱田 博喜

発明者
(INVENTOR)

濱田 博喜
妹尾 昌治

その他別紙記載

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2013-537718

出願日
(FILING DATE)

平成25年 3月22日(March 22, 2013)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成26年 3月 7日(March 7, 2014)

その他別紙記載

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 3月 7日(March 7, 2014)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤 秀雄



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第5490326号 (PATENT NUMBER)

特願2013-537718 (APPLICATION NUMBER)

特許権者
(PATENTEE)

岡山県岡山市中区東川原278-1 グローバル
原尾島209

藤原 一郎

岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人 岡山大学

発明者
(INVENTOR)

笠井 重村 三藤
原 廣上 國原
成 智司 雅克 一
春彦 郎

[以下余白]

特許料納付期限日

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要が必要です。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができま
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。
特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

| 納付年分 | 納付期限日 |
|-------|-------------|
| 第4年分 | 平成29年 3月 7日 |
| 第5年分 | 平成30年 3月 7日 |
| 第6年分 | 平成31年 3月 7日 |
| 第7年分 | 平成32年 3月 7日 |
| 第8年分 | 平成33年 3月 7日 |
| 第9年分 | 平成34年 3月 7日 |
| 第10年分 | 平成35年 3月 7日 |
| 第11年分 | 平成36年 3月 7日 |
| 第12年分 | 平成37年 3月 7日 |
| 第13年分 | 平成38年 3月 7日 |
| 第14年分 | 平成39年 3月 7日 |
| 第15年分 | 平成40年 3月 7日 |
| 第16年分 | 平成41年 3月 7日 |
| 第17年分 | 平成42年 3月 7日 |
| 第18年分 | 平成43年 3月 7日 |
| 第19年分 | 平成44年 3月 7日 |
| 第20年分 | 平成45年 3月 7日 |

特許証送付先
住所
〒541-0045
大阪府大阪市中央区道修町1丁目7番1号
北浜TNKビル
氏名
特許業務法人三枝国際特許事務所
様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5490326号
登録日 平成26年 3月 7日
出願番号 特願2013-537718
出願日 平成25年 3月22日
請求項の数 14
納付年分 第3年分まで
受領金額 15,300円
受領日 平成26年 2月25日